

県南広域振興局長告示第149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成29年12月8日

県南広域振興局長 細川倫史

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 北上和賀線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
北上市鬼柳町笹淵35番3地先から卯の木193番2地先まで	新	m 18.1～13.2	m 216.4
	旧	13.4～12.8	216.4

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
- (2) 期間 平成29年12月8日から平成30年1月9日まで